



Q 困ったときはどこに相談すればいいの？

子どものあらゆる問題の解決をお手伝い **児童福祉総合センター**

児童相談所、発達医療センター、知的障がい児通園施設などからなる複合施設です。子ども一人ひとりの人権を尊重する立場から、児童虐待防止など子どもにまつわる問題の解決のために、各施設の専門のスタッフが連携して、皆さんのお役に立ちます。

発達医療センター

「言葉がなかなか出てこない」
「歩く、座るなど運動面での発達が遅い」
「お友だちと上手に遊べない」などについて
医師による外来診療、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション、看護師、保育士による育児支援などを行っています。また、軽度から中程度の難聴の幼児を対象に療育事業も行っています。子どもの発達について気掛かりなことがあれば、お気軽にご相談ください。

専門の
スタッフが
発達の問題に
対応します

診療科：小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科
診察：予約制。土・日曜、祝日、年末年始はお休み
診察日時は診療科により異なります
電話相談：☎622-8640
月～金曜午前8時45分～午後5時15分

担当部署は 発達医療センター ☎622-8640

児童相談所

18歳未満のお子さんのことならなんでもご相談ください

児童福祉司や心理判定員、医師などの専門スタッフが、「事情があって子どもと暮らすことができない」「子どもの性格や行動に心配な点がある」「心身の発達面での心配がある」「イライラして子どもにあたってしまう」など養育、しつけ、性格、非行、障がいなど、子どもについてのすべての相談をお受けし、助言や指導を行っています。また、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所などの対応も行っていきます。

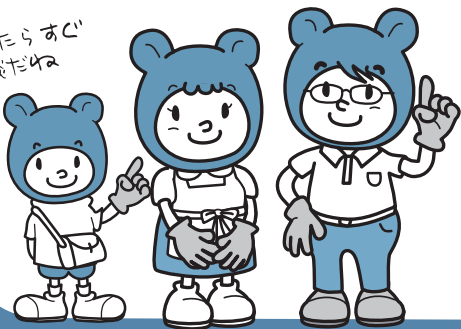
相談方法：面談（事前に電話を）
電話 ☎622-8630
日時：月～金曜午前8時45分～午後5時15分

担当部署は 児童福祉総合センター
相談判定課 ☎622-8630

里親を募集しています

市内には、家族の病気などのさまざまな事情で、自分の家で生活できない子どももいます。このような子どもに愛情と熱意をもって自宅で養育してくださる里親を募集しています。

困ったらすぐ相談だよ



虐待かな？と思ったら すぐに児童相談所へ連絡を！

- あなたからの相談や通報が、子どもを守ることにつながります。
- 「幼い子どもが放置されている」
- 「子どもが泣き叫ぶ声がいつも聞こえる」など虐待が疑われる場合は児童相談所相談判定課へ通報をお願いします。

〔通告の義務〕

児童虐待防止法第6条で、「虐待を受けた児童を発見した場合は速やかに児童相談所などに通告すること」が義務付けられています。

- 通報者の秘密は守ります
- 虐待かどうかを確かめる必要はありません

連絡先：相談判定課 ☎622-8630

思春期の悩みや不安などの相談は 子どもアシストセンター

相談方法：面談（事前に電話）
電話 ☎211-3783
メール assist@city.sapporo.jp
日時：月～金曜午前9時～午後5時
場所：中央区南1東1
大通バスセンタービル1号館

不登校や非行、親子関係の問題など、思春期の子どもの悩みや不安についての相談をお受けしています。

小学生～19歳の方へ

悩みや不安があるなら相談してね。学校のこと、友だちのこと、家族のこと、自分のこと…どんなことでも恥ずかしがらず話を聞かせてください。どうしたらいいかを私たちも一緒に考えます。

保護者の方へ

どんなにささいなことでも構いません。19歳くらいまでのお子さんについての悩みや不安を、私たちに話してみてください。どこに相談していいかわからない場合も、気軽に連絡してください。

担当部署は 子どもアシストセンター ☎211-2946